

白糠町地域防災計画

第 8 章

日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、白糠町防災会議の構成機関及び町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところによる。

第2節 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

「第2章 第2節 4 災害対策本部の設置基準、廃止の時期・公表・場所」の定めるところによる。

2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、白糠町災害対策本部設置条例に定めるところによるほか、「第2章 第2節 1 災害対策本部の組織図、3 災害対策本部の業務分担」の定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集にあつては、「第2章 第2節 6 本部の配備体制 (1) 非常配備の基準」に基づいて参集するほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 本部長（町長）は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

気象庁、札幌管区气象台、釧路地方气象台が発表する地震、津波に関する情報の収集・伝達は、「第3章 第1節 2 気象予警報等の伝達系統、3 気象予警報等の伝達方法」「第3章 第3節 3 災害情報等の収集及び報告」「第5章 第4節 避難救出計画 2 避難の勧告、指示区分の基準 4 避難勧告、指示の伝達方法」の定めるところによる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急・消火応援・医療活動

「第4章 第6節 5 消防相互応援計画、7 救助・救急計画」、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めるところによる。

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請する。

物資調達については、「第5章 第5節 食糧供給計画」、「第5章 第6節 衣料生活必需品等物資供給計画」、「第5章 第7節 給水計画及び施設応急」の定めるところによる。

(6) 輸送活動

輸送活動については、「第5章 第14節 輸送計画」の定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動

防疫・保健衛生活動については、「第5章 第10節 防疫計画」、「第5章 第11節 清掃計画」、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

資機材、人員等の配備手配については、「第2章 第2節 災害対策本部」の6、7の定めるところによる。

3 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関しては、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところによる。

また、自衛隊の派遣については、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

(2) 町は必要があるときは、(1)に従い、応援を要請するものとする。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1 津波からの防護のための施設の整備等

(1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

(2) 河川、海岸及び漁港の管理者は、次の事項について必要に応じて別に定めるものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

(3) 町その他の施設管理者は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

(4) 町は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、本章 第3節 1 (1)のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

(1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わることに配慮すること等

(2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等とるべき措置

(3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

3 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難の勧告又は指示の対象となる地区は、原則全区域とし、状況に応じて別に指定するものとする。

なお、町は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として高齢者、乳幼児、病人、障がい者等災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- (2) 町は、道の津波避難計画策定指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、災害時要援護者ごとの具体的な避難支援計画（個別プラン）の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。町は、これらの避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。
- ア 地区の範囲
 - イ 想定される危険の範囲
 - ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - エ 避難場所に至る経路
 - オ 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
 - キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- (3) 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。
- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (5) 介護等の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- ア 町は、あらかじめ自主防災組織及び町内会単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり、支援を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。
 - イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び送迎は、原則として本人の親族又は本人が属する町内会等指定する者が担当するものとし、町は町内会等を通じて介護又は送迎に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
 - ウ 地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- (6) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。
- (7) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

- (8) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。
- ア 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - (ア) 収容施設への収容
 - (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給及び暖房等の避難生活環境の確保
 - (ウ) その他必要な措置
 - イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
 - (イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - (ウ) その他必要な措置
- (9) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

4 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - イ 津波からの避難誘導
 - ウ 施設及び事業所等の津波避難計画作成等に対する指導
 - エ 救助・救急等
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところによる。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
- 津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置及び災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が困難となった場合、管轄区域内の居住者等及び観光客等に必要な飲料水を供給するための応急給水は、「第5章 第7節 給水計画および施設応援計画」の定めるところによる。
- (2) 電気
- ア 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。
 - イ 指定公共機関北海道電力株式会社釧路支店が行う措置

(3) ガス

ア ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保や地震発生後に通信回線が輻輳した場合等の対策を実施するものとする。

イ 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部が行う措置

(5) 放送

ア 放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、町や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止装置を講ずるものとする。

エ 指定公共機関日本放送協会釧路放送局が行う措置

6 交通対策

(1) 道路

ア 町、道公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度の高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

イ 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 海上

釧路海上保安部及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 鉄道

ア 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

イ 列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等

7 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食糧等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

- (ア) 医院、診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (イ) 学校にあつては、
 - a 当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば養護学校等）これらの者に対する保護の措置
- (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
 なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は(1)のア又は(1)のイの掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地域防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) また、施設等の整備を行うにあたっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他の公共空地、又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (8) 津波から円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防整備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (11) 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの
- (12) 地域防災拠点施設
- (13) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
 - ア 白糠町防災行政無線(同報系・移動系)
 - イ その他、防災機関等の無線(全国瞬時警報システム(J-ALERT))

- (14) 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (15) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

3 建築物の耐震化

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

4 ライフライン施設等の耐震化

- (1) 町及び防災関係機関は、主要な道路、鉄道の耐震性の確保に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備にあたって、耐震性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。
- (3) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (4) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

5 防災拠点等整備計画

地震防災をはじめ各種災害発生時における応急対策活動を円滑に行うために重要となる防災拠点等を整備する。

資料編のとおり

第6節 防災訓練計画

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- (4) 町は、自主防災組織及び町内会等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 町は、道、防災関係機関、自主防災組織及び町内会等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練
- (6) 学校における津波防災訓練の実施等
避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。
また、道、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

町は、防災関係機関、自主防災組織、町内会、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行うものとする。

また、児童・生徒等が地震発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入する施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

地震発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- (1) 地震発生時における交通規制の内容
- (2) 地震発生時における運転者のとるべき措置
- (3) 地震予知情報等の知識

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

